

一般財団法人青森県交通安全協会八戸地区交通安全協会会則

第1章 総則

(名称等)

第1条 この会は、一般財団法人青森県交通安全協会八戸地区交通安全協会（以下「本会」という。）と称し、本会の組織及び運営については、一般財団法人青森県交通安全協会定款（以下「定款」という。）及び一般財団法人青森県交通安全協会地区協会運営規則（以下「地区協会運営規則」という。）に定めるもののほか、本会の会則の定めるところによる。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、八戸市城下一丁目21番4号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、交通道德の普及高揚を図り、もって交通秩序の維持と交通安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行なう。

- (1) 交通安全を推進するための企画及びその実施
- (2) 自動車運転者等の交通安全教育
- (3) 交通安全功労者及び自動車運転者等の表彰
- (4) 交通安全に関する各種資料の刊行及び頒布
- (5) 青森県交通指導隊に関する事業
- (6) 交通事故に関する相談
- (7) 関係官公庁、団体から委託又は指定を受けた事業
- (8) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 単位組織

(単位組織)

第5条 本会の事業を推進するため、別表のとおり支部等を置く。

- 2 支部等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第4章 役員

(役員の設定)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上35名以内
- (2) 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以上6名以内を副会長、1名を専務理事とする。

(理事の職務及び権限)

- 第7条 理事は、理事会を構成し、地区協会運営規則及び本会則で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、地区協会運営規則及び本会則で定めるところにより、本会を代表し、その職務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、会長の職務を代行する。
 - 4 専務理事は、常勤で本会の業務を執行する。
 - 5 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第8条 監事は、財産の状況及び理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

- 第9条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事及び監事は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員に対する報酬)

- 第10条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、報酬を支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第11条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第12条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

- 第13条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。
- 2 定時理事会は、原則として5月に1回開催する。
 - 3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

(招集)

- 第14条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序にしたがって副会長が理事会を招集する。

(議長)

- 第15条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第16条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(書面表決)

- 第17条 やむを得ない事由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合、前条の規定については、当該理事は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第18条 理事会の議事については、議事録を作成する。
- 2 理事会の議長、会議に出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 評議員

(評議員の定数)

- 第19条 本会に、評議員30名以上40名以内を置く。

(評議員の任期)

- 第20条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

- 第21条 評議員は無報酬とする。

第7章 評議員会

(構成)

第22条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第23条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 評議員の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書等の承認
- (4) 会則の変更
- (5) その他評議員会で決議するものとして地区協会運営規則及び本会則で定められた事項
- (6) 理事会で、評議員会で決議すべきものとして議決した事項

(開催)

第24条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第25条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第26条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第27条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 会則の変更
- (3) その他地区協会運営規則及び会則で定められた事項

(書面表決)

第28条 やむを得ない事由のため、評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合、前条の規定については、当該評議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、議事録を作成する。

2 評議員会の議長、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 顧問等

(顧問等)

第30条 本会に、顧問、相談役及び参与（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

2 顧問等は、学識経験者又は本会に対し特に功労のあった者で、理事会で推薦された者とする。

3 顧問等は会長から委嘱する。

4 顧問等は、会長の諮問に応ずる。

第9章 会計

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第32条 本会の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

(1) 設立当初の財産目録記載の財産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 補助金及び助成金

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生ずる収入

(7) その他の収入

(会費)

第33条 会員の会費は、一般財団法人青森県交通安全協会の入退会等に関する規則による。

(事業計画及び収支予算)

第34条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の承認を受け、一般財団法人青森県交通安全協会会長（以下「県協会長」という。）に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、会長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けて、県協会長に報告するものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

- (3) 財産目録
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
- 2 前項の承認を受けた書類は、評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

第10章 交通指導隊等 (交通指導隊)

- 第36条 本会の事業を推進するために、交通指導隊を置く。
- 2 交通指導隊の任務、構成及び運営に関しては、一般財団法人青森県交通安全協会（以下「県協会」という。）交通指導隊設置及び運営要綱の定めるところによる。

(青年部等)

- 第37条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、青年部及び婦人部を設置することができる。
- 2 青年部及び婦人部の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 表彰 (表彰)

- 第38条 本会の表彰は、別に定めるところによる。

第12章 事務局 (事務局)

- 第39条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

第13章 会則の変更及び解散 (会則の変更)

- 第40条 この会則は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、出席評議員の3分の2以上の賛成によらなければならない。

(解散)

- 第41条 本会を解散するには、評議員会及び理事会において、それぞれ出席評議員及び出席理事の3分の2以上の賛成によらなければならない。

第14章 補則 (委任)

- 第42条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1 支部等の名称及び所在地

地域支部

支 部	所 在 地
旭ヶ丘	八戸市大字新井田字外久保 7 番地 9
市川	八戸市市川町字桔梗野上 2 番地 1 0
大久保	八戸市大字大久保字作兵エ穴 4 番地 9
大館	八戸市大字新井田字山道 6 番地
柏崎	八戸市類家 5 丁目 6 番 8 号
上長	八戸市大字長苗代字紺屋町 8 番地 2
江陽	八戸市江陽 4 丁目 2 番 2 9 号
小中野	八戸市小中野 7 丁目 3 番 7 号
是川	八戸市大字是川字ウトウ 5 番地 6 4
鮫	八戸市大字鮫町字上松苗場 1 6 番地 6
下長	八戸市大字長苗代字制札前 9 番地 4
白銀	八戸市白銀 4 丁目 7 番 9 号
館	八戸市大字八幡字館ノ下 2 0 番地 4
多賀台	八戸市多賀台 4 丁目 3 番 1 号
高館	八戸市大字河原木字小田上 5 番地 1 4 5
田面木	八戸市大字田面木字外久保 4 0 番地 4
長者	八戸市本鍛冶町 7 番 1 号
凶南	八戸市大字糠塚字大開 1 2 番地 5 8
豊崎	八戸市大字豊崎町字池田 7 番地 2
中居林	八戸市大字石手洗字上平 2 番地 5
南郷	八戸市南郷区市野沢字中市野沢 4 6 番地 2
沼館城下	八戸市沼館 1 丁目 9 番 1 1 号
根岸	八戸市大字河原木字蓮沼 4 1 番地 3 9
根城	八戸市根城 1 丁目 1 3 番 8 号
白山台	八戸市西白山台 3 丁目 6 番 9 号
階上	三戸郡階上町大字道仏字天当平 1 番地 8 7
吹上	八戸市吹上 2 丁目 1 番 2 1 号
町畑	八戸市大字大久保字町畑西平 1 5 番地 2 5
湊	八戸市新井田西 2 丁目 5 番 1 9 号
湊高台	八戸市湊高台 3 丁目 1 9 番 1 2 号
岬白銀台	八戸市岬台 3 丁目 1 9 番 2 6 号
南浜	八戸市大字鮫町字館越 3 4 番地 2
三八城	八戸市内丸 1 丁目 1 番 5 8 号

職域支部

支部	所在地
南部バス	八戸市大字是川字二ツ屋6番地79
大平洋金属	八戸市大字河原木字遠山新田5番地2
水晶米	八戸市荒町22番地
八戸通運	八戸市城下1丁目1番9号
消防	八戸市大字田向字松ヶ崎7番地8
市庁	八戸市内丸1丁目1番1号
青い森信金	八戸市八日町18番地
一野辺パン	八戸市城下3丁目1番5号
三菱製紙	八戸市大字河原木字青森谷地
八戸火力	八戸市大字河原木字宇兵衛河原1番地1
八戸タクシー	八戸市十八日町3番地
三八五流通	八戸市大字長苗代字上中坪35番地1
三八五交通	八戸市城下4丁目19番15号
三八五観光	八戸市八日町2番地
三八五バス	八戸市江陽2丁目18番37号
三八五スクール	八戸市大字長苗代字中坪107番地2
JR八戸	八戸市大字尻内町字館田2番地2
整備団地	八戸市大字長苗代字化石76番地4
青年部	八戸市大字売市字観音下6番地
東北電力	八戸市堤町11番2号
技術センター	八戸市大字河原木字川目1番地3
興産タクシー	八戸市旭ヶ丘3丁目1番5号
第一貨物	八戸市大字河原木字宗斎久保5番地1
佐川急便	八戸市大字河原木字浜名谷地76番地431
生協協同組合	八戸市石堂3丁目14番8号
流通センター	八戸市北白山台2丁目4番7号
アトミックス	八戸市大字河原木字海岸4番地44
卸センター	八戸市卸センター1丁目12番10号